

2012年10月10日

姫路市長 石見 利勝 様

団 長 大脇 和代

### 2013年度予算編成に対する要望書

通常国会は、民自公三党密室合意で消費税増税可決という、国会史上に重大な汚点を残しました。リストラや非正規雇用の増加により、長期にわたって国民の所得が減少し、デフレが続き、不景気で中小企業の経営が成り立たないという悲鳴が上がる中での増税推進は、市民の暮らしに大打撃となるものです。

新聞とテレビが一体となり、政権の後押しをする大手マスメディアは、「社会保障の財源確保に消費税やむなし」の大宣伝をしましたが、三党で強引に成立させた後も、増税反対の世論は過半数を超え、さらに大きくなっています。

社会保障のためと言いながら低所得者に負担増を強いているのでは理屈が通りません。社会保障と税の一体改革というのなら、この間、財界の要請で引き下げ続けられた法人税率や富裕層への所得税率の見直しなどが必要です。アメリカのウォーレン・バフェット氏やイタリアのフェラーリ社長等が「富裕層に増税を」と指摘し、資本主義の国々でも、所得額による応能負担の税制への見直しが論議されようとしているところです。

消費税増税はじめ、原発・TPP・普天間基地・オスプレイ・領土問題等、どれをとっても政府は国民に説明責任を果たさず、国民とかい離した政治に、国民は失望と憤りを感じています。

姫路市政において、市長は、市民参画のための自治基本条例をつくるといいながら、パブリックコメントに寄せられた市民の声は「参考」であり、決定権は市長と議会にあると強調されたようですが、市民参画というのなら、議会と住民が納得できるまで説明や議論が必要です。エコパークや夢前産廃処理場建設問題等の経過に反省が必要ではないでしょうか。消費税や原発等、国の問題とはいえ、市民生活に直接かかわる問題についても、「国の動向を見まもる」としか答弁できないのでは、地方自治の本旨である市民のいのちとくらし、福祉を守る防波堤の役割を果たせません。

姫路市が市民のくらしや福祉・教育を守り発展させていくために、地産地消による仕事起こしを、あらゆる場面で探求していくことが求められています。私たち議員団も、多くの人と対話を重ね、地域やくらしを元気にする施策を提案したいと努力をしてきました。

若者から高齢者まで、住みたいまち、住み続けたいまちになるような施策を、予算要望

としてまとめました。「持続可能な社会」は、まさしく共通の思いだと考えます。どうか市民の切実な願いを受け止め、実現への努力を重ねてお願いいたします。

## 議 会 事 務 局

1. 議会報については個人の質問ごとに、議員名の記載等、改善・充実をすること。
2. ケーブルテレビの委員会中継を行うなど議会中継を充実すること。
3. 決算委員会の領収書等は閲覧日を設けること。

## 市 長 公 室

1. 市民主役、市民参画を前進させるため、市民と直接対話、公聴の機会を充実発展させる、市長と対話ができる市民の日を創設すること。
2. 憲法を遵守し、市民の生存権を守り抜くことは、地方自治体の使命である。世界に誇る憲法9条を守り、憲法を暮らしに生かす地方自治の推進をはかること。
3. 非核平和宣言都市として、以下のことをおこなうこと。
  - ① 市町境界の主要道路、姫路駅、城周辺、姫路港などに、非核平和都市であることを示す「広報塔」を設置すること。
  - ② 市民会館・センター、公民館など、公共施設に非核平和都市宣言記念碑文の複製を設置すること。
  - ③ 姫路港に「非核神戸方式」をとりいれるよう県に申し入れること。
  - ④ 平和市長会議の加盟を周知し、記念行事を行なうこと。
  - ⑤ 都筑平和賞を創設し、平和運動の貢献者を顕彰することによって、平和を願い行動する人を支援し、平和への協同の取り組みを広げること。
4. 災害等危機発生に対しては、市民の安全・安心を守るために危機管理マニュアルに従って迅速な対応を行い、情報伝達手段の改善を図ること。
5. 住民犠牲の自治体リストラ「行財政改革プラン」の推進をやめ、憲法が定める「地方自治の本旨」にもとづき真に住民本位の市政推進につとめること。
6. 社会福祉事業団などの外郭団体職員の労働条件を改善すること。
7. 指定管理者制度導入にあたっては、公共性、専門性、継続性やサービス水準確保、会計の透明性など、十分に配慮して対応すること。
8. 最新の南海トラフ地震被害想定にもとづき、姫路市地域防災計画の見直しを進めること。
  - ① 防災意識向上のため、啓発活動を充実し、推進すること

- ② 町別単位の「ハザードマップ」を住民参加で作成すること
- ③ 避難所開設時の体制強化をはかること。
- 9. 水門、防潮堤などの安全、機能の点検を含む防災体制を強化すること。及び、災害時には早期に被害状況を把握し、他局と連携し、改善対策をはかること。
- 10. 山崎断層をはじめ、西播磨の活断層の系統的な調査を国・県につよく働きかけること。  
また、関係資料、情報公開を関係機関に要求すること。
- 11. 交差点の安全を確保するために、市内全交差点の総点検をはかり、信号機の設置及び、交通標識の改善を早急におこない、特に盲人用信号機の拡充改善をはかること。
- 12. 永住外国人（特別永住資格を含む）に地方参政権を与えるよう国に求めること。
- 13. 18歳以上に選挙権をあたえるよう国に要望すること

## 総 務 局

- 1. 公務員労働者の生活を直撃し、民間の賃下げ推進につながる、職員の賃金引下げはおこなわないこと。
- 2. 臨時職員は一時的業務に限定し、正規職員の代替にしないこと。
- 3. 職員定数の完全充足をはかり、長期出張者・休職者の代替配置をおこなうなど職員の労働強化と、市民サービス低下にならない措置を講じること。
- 4. 職員の健康・快適な職場環境形成のため法令に基づく産業医を配置すること。
- 5. 非正規職員の時間給を1000円以上に引き上げる等、待遇改善をはかること。
- 6. 職員の市民サービス向上・不祥事防止のため職員倫理条例の制定や、適切な研修を行うとともに、採用・昇格にあたっては透明度を高めるためのシステムを検討すること。
- 7. 職員の採用にあたっては、人格・識見・能力について、公明正大な適性試験を実施し、面接等においても、複数の第三者を加えた審査による観点別評価とし、評価者の採点状況を情報開示すること。
- 8. 職員・退職者の人事にあたっては外郭団体を含め、現場を調査し適正な人数・人材配置をおこなうこと。
- 9. 女性を管理職に積極的に登用すること。当面24年度までに12%目標を達成できるよう推進すること。
- 10. 監査委員の選出にあたっては、より公正・中立・透明度の高い審査をめざすため、民間から弁護士・会計士など専門家を加えること。
- 11. 監査の結果を尊重し、積極的な改善にとりくむこと。
- 12. 教育委員、公平委員の選出にあたっては、専門性を尊重しながら、市民に開かれた委員会をめざすため、公募制の導入を推進すること。

13. 公益通報制度の有効活用をはかるとともに、必要な権限をもつオンブズパーソン（行政監視員）制度を新設すること。

14. 地域事務所の空きスペースは、地域住民の要望に基づき、有効活用を図ること。

## 財 政 局

1. 消費税の税率引き上げを許さず、食料品非課税を政府に強く要求すること。

国民生活を圧迫する国の各種公共料金値上げに反対するとともに、市の公共料金値上げもおこなわないこと。

2. 談合・不正を生む入札制度の改善と、地元中小企業優先の条件付き一般競争入札を拡大し、民主的で公平・透明な入札制度を確立すること。

3. 低入札価格競争による下請け業者、労働者への、しわ寄せを防止する入札制度改善を行うこと。

4. 古民家を一般公開する等、地域の観光・交流等に資する場合は、一定の基準を設け、固定資産税を減免し古民家の保存を支援すること。

5. 国有資産等所在市交付金の交付もれがないよう現状を把握し、確実に実施させること。

6. 公共工事については市内の中小零細業者への優先発注、分離・分割発注により、発注金額比率の一層の向上をめざすこと。

7. 市発注の公共工事や業務委託などの「公契約」に携わる労働者については、市長が最低賃金を定め、下請け、孫請けを問わず、適切な賃金を確保すること。

8. 姫路警察署跡地の活用については、まちづくりや観光など幅広い観点から市民的議論を行い、検討を進めること。

9. 市営住宅の室内改修等、130万円以下の修繕工事については、入札参加資格のない地元業者が直接入札に参加のできる小規模登録制度の設置を図ること。

## 市 民 局

1. 新たな姫路市男女共同参画プランの策定にあたっては、推進懇話会の「提言」を充分反映させ、男女平等条例を制定すること。

2. 各種審議会委員には、公募もふくめて女性の選任比率を高め、当面、30%目標を達成できるよう推進すること。

3. 「姫路市文化振興条例」の制定や「文化芸術活動交流センター」の設置をはかるなど市民の文化活動を支援すること

4. 音楽・演劇練習場の改修、改造もふくめ、低料金の使いやすい防音の音楽・演劇練習場などの施設を増設すること。
5. 文化センターなど文化施設の改修・新設については、在野の文化団体の意見を聴取するシステムを作り、検討を進めること。
6. 中央体育館の110cmフロアシート巻きとり機を増やすこと。
7. 地域改善特別措置法の終了にともない、地区総合センターの職員配置の見直しなど全ての特別対策事業は廃止すること。
8. 各種審議会の公募市民の割合を引き上げること。
9. 年齢で差別する「後期高齢者医療制度」は廃止し、75歳以上は医療費無料化をめざすよう国に強く働きかけること。
10. 70歳以上の医療費負担は1割を継続するよう国に求めること。
11. 特定健診の受診率向上をはかること。
12. 来庁者への窓口対応を一層改善すること。また、市民サービス向上のため、各地域事務所・支所・出張所などに住民票等自動交付機を増設すること。
13. 国民健康保険料を引き下げのために、つぎの措置を講じること。
  - ① 国に対して補助率を元に戻すよう、強く要求すること。  
あわせて県補助金の大幅増額を求めること。
  - ② 一般会計からの繰り入れは保険基盤安定繰入金等、きめられたものだけでなく、実態に即して保険料が下がるように大幅繰り入れをおこなうこと。
14. 国保料の滞納者に対する短期証・資格証明書の発行をやめ、全ての被保険者の手元に保険証を届けること。
15. 国保料については議会の審議にかけて決定するよう制度改正をおこなうこと。
16. 国保運営協議会の委員の選出にあたっては公募制を採用し、国保被保険者の比率が高い団体の代表を加えること。
17. 国保料の減免制度をいっそう拡充し、国保の「一部負担金減免制度」の周知徹底と運用改善をはかること。
18. 国民年金保険料の引き上げや支給開始年齢引き上げなどの制度改悪をやめ最低加入期間の引き下げ、最低保障年金制度の創設を国にもとめること。
19. 国民年金免除対象者に対し、免除申請の指導を強め、無年金者をなくすよう努めること。

## 健康福祉局

1. 市の乳幼児医療費助成制度は通院・入院とも、中学校3年生まで無料化すること。

国・県に対し、子どもの医療費を義務教育終了まで完全無料化するよう強く要求すること。

2. 「障害者総合支援法」については、国と訴訟団との「基本合意」や「障害者制度改革推進会議の骨格提言」が反映されたものになるよう、国に要望すること。
3. 配偶者暴力相談支援センターの周知をはかり、被害者の救済と自立支援へのきめ細やかな対応を行うとともに、加害者更生のための取り組みを国に要求すること。
4. 高齢者、乳幼児、重度障害者（児）、母子家庭の入院給食費助成制度を復活させること。
5. 休日・夜間急病センターの医師確保のため、待遇改善や姫路医療センターへの産科復活等、国・県に働きかけ、独自の支援を行うこと。
6. 難病特定疾患医療費について全額公費負担制度を復活するよう国に要求すること。「完全無料制」の復活を県に要求するとともに、市単独でも実施すること。
7. 人工島ポートアイランドへの県立こども病院の移転は、総合周産期母子医療センターの拡充に反するとともに、沿岸地であるため、防災地リスク管理にも反することから、県へ見直しの要望を上げること。
8. 大腸ガン検診の受診率を上げるため、大腸ガン検診は医療機関への委託・助成制度を創設すること。
9. 妊婦健康診査費助成券の利用については1回5000円の制限を外し、利用しやすくすること。
10. 災害見舞金について周知徹底をはかるとともに床上浸水など支給額を引き上げること。及び市独自の住宅再建・補修支援など特別融資制度を創設すること。
11. 保健所の機能の充実をはかるとともに、保健師等専門職の増員を行い、食の安全確保など検査・相談体制を強化すること。
12. 公共施設等の障害者駐車スペースはカラー舗装にすること。
13. はり、きゅう、マッサージの無料制度を拡充し、周知徹底すること。
14. 高齢者バス等優待乗車制度を堅持し、タクシーにも適用を拡大すること。
15. 福祉タクシー制度の助成額はタクシー料金とリンクさせ、1乗車1枚使用をやめ、自由に使えるようにすること。
16. 各自主防災会の要援護者台帳作成にあたっては、指導・援助を行い、災害避難者の登録もれがないよう、市が責任をもつこと。
17. 要援護者の緊急避難所についてはバリアフリー化をおこなうとともに、福祉避難所の周知徹底をはかること。
18. 介護保険制度について、つぎの事項を国に要求すること。
  - ① 国庫負担割合を現在の四分の一から、制度発足前の二分の一に引き上げ、低所得者への減免制度を拡充すること。
  - ② 保険料徴収年令の引き下げと利用料金の引き上げはおこなわないこと。
  - ③ 軽度の要介護者をサービスから排除せず、介護予防も含め、高齢者の生活の質の向上

をはかる見直しをおこなうこと。

④ 特養ホームなどへの補助金引き下げをやめ、必要に応じて施設建設を行うこと。

⑤ 介護報酬の適切な引き上げによって、介護労働者の労働条件の改善をはかること。

19. 介護保険事業推進にあたって、つぎの措置をとること。

① 保険料は低所得者に配慮して減免・軽減制度の拡充をはかること。

② 介護認定にあたっては、高齢者の生活実態をよく反映すること。要介護者の認定を早く的確におこなうとともに、苦情相談窓口を増やすこと。

③ 高齢化社会に対応するため、特養ホーム・小規模多機能・グループホームなどを適正な計画に基づき、施設の設置を推進すること。

④ ペナルティーによる利用制限の対象者には、特別対策をとり、利用制限がでないよう改善をはかること。

⑤ 住民の立場に立った公正、公平な事業推進のために、オンブズパーソン制導入など、第三者機関によるチェック体制を強めること。

⑥ 食費・居住費の全額自己負担制度に関して、市独自の負担額軽減制度を拡充すること。

⑦ 介護予防・日常生活支援総合事業は、利用者のサービス低下を招かないよう実施すること。

20. 新型インフルエンザ等で市の指導で休業した高齢者・障害者施設には休業補償を行なうこと。

21. 在宅高齢者介護手当は堅持すること。

22. 「子どもの権利条約」と児童福祉法の理念にもとづいて、「こども・子育て新システム導入」に反対し、保育の公的責任を果たすこと。

23. 保育所職員の最低配置基準を見直し、増員をはかるよう国に要求すること。

24. 認可保育所については保育単価を引き上げるとともに、夜間・休日実施園については、運営費助成を増額すること。

25. 私立保育所への補助金の増額をはかること。

26. 児童虐待防止のため、相談・支援活動を充実し各機関との連携強化をはかること。

27. 児童センターを増設し、終了時間を延長すること。

28. 軽度発達障害を持つ子どもを保育する制度の創設と予算措置をはかること。

29. 障害者作業所の設置や運営への補助金等については、継続・拡充をはかること。

30. 生活保護の申請が急増している事態に対し、国の国庫負担率堅持をはじめ、憲法に基づく適正な生活保護行政を確立すること。

① 受給を求める市民には、申請用紙を窓口におき、申請しやすくすること。

② 申請書提出以前に、個人のプライバシーに関する事柄を問いただすようなことをやめること。

③ 緊急援護資金を増額し、申請手続きを簡素化すること。

④ 老齢加算廃止の復活を、国に対して強く求めること。

- ⑤ ケースワーカーの配置については国基準を守り、就労支援を強化すること。
- 31. 「成年後見制度」は助成制度を拡充し、市長申し立てなど、利用しやすくすること。
- 32. 好古園などの市の施設入場料は、要介護者の介助員を無料にすること。
- 33. 石綿（アスベスト）の健康被害対策は
  - ① 石綿製品関連企業の従業員のみならず、近隣で生活及び勤務していた人などの健康被害が広範囲にわたることから、市の相談窓口を継続し充実するとともに、病院や保健所での健康診断等の体制をとること。
  - ② 石綿製品の製造及び使用した企業・事業所を調査し、作業従事者や周辺住民等の健康被害について誠意をもって対応するよう指導すること。
- 34. 過去に石綿製品を使用した建物等の撤去・廃棄作業や、港湾などで石綿輸入品取り扱いに従事した労働者やその家族、近隣の住民についても健康被害調査を行うとともに相談体制をつくること。
- 35. 貯水槽水道の検査は100%実施すること。
- 36. 社会福祉法人をはじめ補助金を出しているところには、監査体制を強化し厳正な監査を行うこと。
- 37. JRの高架駅（京口）山陽電車の高架駅（西飾磨駅、夢前川駅）にエレベーターの設置、各駅の有人化と接続時間の短縮（網干～飾磨線）、自転車もちこみ時間帯導入などの乗客サービス向上のため施策の拡充を要求すること。
- 38. 学童保育は児童福祉法に則り、次の施策を推進すること。
  - ① 生活の場として安全と休息、遊びを保障するための施設の基準をつくること。
  - ② 運営は市が責任を持ち、希望者のいる小学校のすべてで実施すること。
  - ③ 希望のある児童は高学年も受け入れ、当面40人を1クラスとし40人を超える場合は第二学童を開設すること。
  - ④ 指導員の研修は全員を対象にし、内容を改善し充実すること。
  - ⑤ 指導員は市の職員とし、公募をおこなうとともに、時間給の増額をはかること。
  - ⑥ 保育時間と指導員の勤務時間に差を設けるとともに、配置については30人までは2人、それ以上は15人ごとに1人加配すること。
  - ⑦ 市設置以外の学堂保育所についても市の施設同様、援助をおこなうこと。

## 環 境 局

- 1. 原発からの即時撤退・地球温暖化防止の立場から、太陽光発電など自然エネルギーの活用を促進させるため、国・県に助成を求めるとともに、市独自助成の拡充をはかること。また、公共施設の新築・大規模改修時には太陽光発電を設置すること。



2. 原発ゼロの政治決断を国に求めるとともに、市独自で再生可能エネルギー・自然エネルギーの活用をはかる具体施策を進めること
3. 姫路市環境アセスメント条例を制定すること。
4. 市内の環境調査については、大気・土壌・水質・海水・海底の調査地点・回数を増やすこと。
5. 公害防止条例を抜本的に改正し、企業責任の明確化、有害物質の総排出量規制の早期実現、企業負担による無過失賠償責任制の確立、住民の調査権、行政措置請求権など住民参加の公害防止行政をすすめること。

同時に、全ての環境に関わる情報の公開をおこなうこと。

6. 降下煤塵の規制基準を定めることを国・県に求めること。市独自に定めている「好ましい環境条件の目安値（1k m<sup>2</sup>当たり月3トン）」を厳守させること。
7. 市内の工場、及び車両等の排出するCO<sub>2</sub>を把握・公表し、削減目標を達成するよう監視・指導すること。
8. 市内の産業廃棄物処理業者などの焼却炉について、ダイオキシン類等大気・土壌・排水の第三者による調査を義務づけること。
9. CO<sub>2</sub>削減のためノー・マイカーデーの職員参加率を上げ、企業にも呼びかけること。
10. 市川美化センターの焼却炉から発生するダイオキシン類を削減すること。  
できるだけ早い時期に新設炉厚労省基準（0.1ナノグラム）の達成をめざすこと。
11. エコパーク網干の爆発事故にかかわって、次の事項に早急に取り組むこと。
  - ① 市は発注者として、被害者への補償や社会復帰を支援する等、誠意を尽くし責任を果たすこと。
  - ② 引き続き土壌の徹底調査を行い、一層の安全対策を進めること。
  - ③ 焼却施設の今後の運営について環境監視委員に専門家を加え、メタンの状況だけでなく、有害物質の測定結果等を公表し、住民の意見も聴取できる体制をとること。
  - ④ 健康増進施設のオープンにあたっては、あらためて住民説明会をおこない、安全対策を明らかにし、市民合意の上で進めること。
12. 産廃処分場施設設置計画については、自治体・許可権者として住民不安を取り除くための最大限の役割を果たすこと。
13. 産廃処理業者への行政処分・立ち入り検査等については環境省通知にもとづき厳格に行うこと。
14. リサイクルにおけるエコタウン事業については、環境アセスメントを継続し、情報公開と住民参画によって、環境保全、住民の安全と健康を守ること。
15. くれさかなど、焼却施設は一極集中ではなく、環境やコストの面からも分散型で維持すること
16. 循環型社会をめざすため、電動式ゴミ処理器以外にも購入助成対象を拡大すること。
17. 空き缶・ビン・ペットボトルなどの回収を企業の責任でおこなわせるよう国に強く求

めるとともに、市独自の条例をつくること。

18. 事務系の紙などをはじめとする廃棄物の減量化、ゴミの分別徹底、資源化および再利用の推進を企業責任で実施するよう行政指導を強めること。

19. ゴミステーションを安全な場所に設置するために、用地を確保し、ステーション整備を行うこと。

20. ゴミ・廃棄物の不法投棄防止のためパトロールを強化し、行政指導をおこなうこと。

21. 砂浜など、自然環境の保全をすすめるため積極的な施策をすすめること。

大塩・的形・白浜の砂浜海岸の保全対策を強化し、海浜植物や生物を守る具体的施策を進めること。

22. ビルや事務所のトイレ、冷房などの雑用水は、雨水や下水の再生水の使用に切り替えるなど、水の浪費をやめること。

## 農 政 経 済 局

1. 正規と非正規労働者の「均等待遇」のルール確立を国に求めること。

2. 労働者派遣法を、原則自由化した1999年以前にもどし、労働者派遣法を抜本的に改正するよう国に求めること。

3. 市の企業立地促進条例によって助成をうけた企業は原則正規での雇用とし、撤退した場合には、助成金の返還を求めること。

4. サービス残業を根絶させ、新規採用など、仕事量に見合う雇用を確保するよう市内企業に要請すること。

5. 就職が困難な若者・社会的弱者に雇用機会を増やすよう企業・事業所にも要請するとともに、市としても公的就労機会を拡大すること。

6. 労働組合地域センターへの助成、及び各種審議会等の選出にあたっては、全ての労働団体に対し公平におこなうこと。

7. 新日鉄広畑製鉄所構内外・関電構内・出光製油所跡地などの未利用地は、平和・無公害産業で労働条件悪化をもたらさない企業や公共施設を誘致し、地元雇用を拡大するよう要求すること。

8. 市内の中小零細業者の実態を把握し、中小企業振興条例を制定すること。

9. 市内の中小零細業者の営業とくらしをまもるために特別の「相談窓口」を設置し、多重債務者・融資の斡旋・下請け業者の保護・官公需の紹介などの対策を強化すること。

10. 中小企業センターを設置し、経営相談や技術・技能上の問題解決のため、経営技術・下請け・OAの相談指導や交流など総合的に行えるようにすること。

11. 無担保・無保証人融資制度の限度額を引き上げ、貸し付け期間を延長するとともに、中小業者がより利用しやすいよう改善すること。

12. 緊急に資金を必要とする事業者が簡便な手続きで利用できる「超小口直貸し融資」制度をつくること。
13. 地域経済対策のため、住宅リフォーム助成制度を創設し、地元中小零細業者の育成につとめること。
14. 中心市街地活性化計画に基づいてその振興をはかること。
15. 地場産業振興のため、中核的役割を担う西播地域地場産業振興センターを支援し、皮革関連及び鎖・ナットなど地元産業の技術・デザインの向上、新商品・新技術の開発、市場開拓、公害防止など教育・研修情報提供を行うこと。
16. 国際観光都市として世界文化遺産・国宝「姫路城」をいかした観光政策を全国・世界に発信し、市民主役で魅力ある地域づくりをすすめること。
  - ① 姫路城を核とし、書写山円教寺、雪彦山など特色ある文化・歴史遺産をはじめ瀬戸内海国立公園に位置する家島諸島など豊かな自然景観や歴史・文化を生かした観光政策をうち出すとともに地域の特産品と食を生かした観光振興をすすめること。
  - ② 姫路城周辺は、お城と一体感のある城下町観光ゾーンと位置づけ、大手前通りの景観整備を推進するとともに、特産品や民芸品店を支援する等、観光推進、まちづくり、商業振興を図ること。
  - ③ 観光客の誘致や「おもてなし」のため、案内機能充実・道路標識の改善・景観の整備・清掃美化をはかること。
17. 姫路城改修による観光客の減少対策として、民間の取り組みとの連携、新たな観光ルートでの PR、公聴の充実など積極的な対応を行うこと。
18. 動物園の移転にあたっては十分な市民論議をふまえて進めること。
19. 生産拡大への助成措置を一律に削減・禁止している条項を削除し、WTO 農業協定を根本から見直すよう国に求めること。例外ない関税撤廃が原則である TPP（環太平洋連携協定）に参加すれば地域農業や農地利用に致命的な影響を与える。日豪 EPA（経済連携協定）も畜産や畑作物等に甚大な打撃を与えるのは必至である。TPP・EPA 参加を断念させ、地域の農林水産漁業を守るよう国に強く求めること。
20. 農家への戸別補償制度は全国一律とせず、地域の実情に応じた米価を設定し、生産を続けられる米価対策を国・県に要求すること。
21. 減反政策の大幅緩和・見直しを求め、強権的な割り当ての押しつけに反対し、農家の自主性を尊重すること。また、復田経費に対する補助については大幅に増やすこと。
22. 農協の主事業を「金融」「信用」重点から農協本来の使命である「営農指導」重点にきりかえるよう指導の転換をはかること。
23. 市として農業の振興をはかるため次の施策に取り組むこと。
  - ① 若い新規就農希望者や定年退職後の就農希望者に技術指導や経営指導・生活支援などをおこなうこと。
  - ② 地場産農産物を育成し、品質のよい特産品として伝統野菜の生産地を支援すること。

- ③ 遊休農地を市民農園や福祉農園・学童農園など農業を体験できるよう有効活用を図ること。
- ④ 市街化区域でも農業が続けられるよう、生産緑地制度を導入し、固定資産税を軽減すること。
- 24. 鳥獣被害の実態を調査し、被害に応じた対策を行うこと。
- 25. 森林整備に対する行政責任を明確にし、森林の持つ多面的機能を将来にわたり持続的に発揮できる施策を推進すること。
- 26. 瀬戸内海を漁場にもつ市として、藻場の育成、磯浜復元などをすすめること。
- 27. 栽培漁業センターを強化し、漁業組合とも連携しながら「つくる漁業、育てる漁業」をさらに発展させること。
- 28. 瀬戸内海の花びらの色落ちの原因について、国・県・市が共同で実態調査をおこない関電や市下水道の影響があれば、改善に取り組むとともに被害漁師への補償もおこなうこと。
- 29. 農林漁業に対する台風、集中豪雨などによる農作物被害、農機具・資材・船や漁具などの被害補償を拡充するよう国に求めること。
- 30. 瀬戸内の環境を守るため、これ以上の埋め立てをおこなわないよう県に求めること。
- 31. 誰でも気軽に親しめるふれあいの場として、海水浴場の整備など、海岸線の保全と整備を行なうこと。

## 都 市 局

- 1. 便利なところに市営住宅を建設し、国庫補助を大幅に増やすよう要求すること。若年単身者も入居できるよう改善すること。
- 2. 高齢者及び障害者用の住宅を増やすこと。民間住宅の借り上げもふくめ対処すること。
- 3. 市営住宅について以下の対策を講じること。
  - ① 老朽化した市営住宅については順次建てかえること。
  - ② 空き室の改修を急ぎ、入居待機者を減少すること。
  - ③ 台所の流し台・風呂場・トイレなど室内設備については、県と同様、耐用年数の基準を設け、順次とりかえること。
  - ④ 老朽水道管及び排水管を早急に取り替えること。
  - ⑤ 家賃減免制度の拡充をはかり、手続きを簡素化すること。
- 4. 特定目的住宅（旧地域改善住宅）の入居申し込みは、すべて公営住宅課でおこなうこと。
- 5. 地球温暖化・高齢化社会に対応するため、総合交通計画に基づいて公共交通の利便性を高めるためパークアンドライドシステム、コミュニティバス等小規模でも可能などから拡充・推進すること。

6. 播但線の電化後の利便性向上のため、車両編成を増やし山陽本線との接続の改善をはかること。
7. JRの高架駅（京口駅）山陽電車の高架駅（西飾磨駅、夢前川駅）にエレベーターの設置、各駅の有人化と接続時間の短縮（網干～飾磨線）、自転車もちこみ時間帯導入などの乗客サービス向上のため施策の拡充を要求すること。
8. すべての公共施設は高齢者・障害者が利用しやすいようにバリアフリー化し、エレベーター、多機能トイレなどを設置すること。
9. 住民が安心して暮らせるまちづくりのために、パチンコ店及びゲームセンター、場外賭博券売り場等の規制に関する条例を制定すること。
10. 税金のムダ遣い・CO2 排出量の増加となる「播磨臨海地域道路網」構想の推進は、止めること。
11. 戸建て住宅耐震化を推進するため、耐震改修促進事業の周知・補助金の拡充をはかること。
12. 公共施設の耐震調査を促進し、建て替えや補強工事を急ぐこと。
13. 都市の豊かな緑を守るため、「生産緑地制度」を導入すること

## 建設局

1. 県道太子御津線・大江島太子線、市道鹿谷田線、網干17号線の道路整備をおこなうこと。都市計画道路城北線、都市計画道路龍野線、宮田線、夢前川右岸線を早期に実現させること。
2. 新市建設計画に基づき道路整備を促進すること。
3. 車イスが充分通れる幅をもつ歩道をつくるとともに段差解消など、誰もが安心して歩けるまちづくりをすすめること。
4. 自転車専用道路の整備を推進すること。
5. 住民の安全安心のため、側溝のふたかけ・街路灯・カーブミラー等の整備を行うこと。歩道の確保のため、側溝のフタ掛けなど整備を行うこと。
6. JRと山電の各駅及び公共施設に、駐輪場・レンタサイクルを設置し、自転車対策をすすめること。
7. 駅前の買い物客用の駐輪場を確保し、違法駐輪への対策を行うこと。
8. 都市計画の公園整備については精査を行い、必要などころから早期に整備を進めること。
9. 手柄山中央公園を平和公園に名称変更し、市内外に平和を発信すること。
10. 公園の遊具・砂場の管理を徹底し、除草やゴミ清掃をはじめ、各種設備（水洗・多機能トイレ）の整備をはかり、あわせて公園管理費の見直しを行なうこと。
11. 浜手緑地公園の整備をはかり、木の枝払いや清掃は、実態に応じて回数を増やすこと。

ベンチや備品の修理と増配備をおこなうこと。

12. 垣内公園の周辺道路の整備を早急に実現すること。
13. 夢前中学校への進入道路の夢前中学校東線は、通学路にもかかわらず狭隘で事故が多いことから生徒と住民の安全のため、歩道を確保した道路に早急に整備・改善を行うこと。
14. 低水護岸の設置など、河川公園の管理体制の抜本的な改善をはかること。
15. 市内の公共コンクリート構造物施設、とくに1960年代以降の建設物を調査し、安全対策をおこなうこと。
16. 河川のり面や市管理地の除草を年2回以上すること。
17. 旧JRの飾磨港線跡地の利用計画を明確にし、地元住民に十分な説明をおこない推進すること。
18. 外堀川運河公園周辺の地形変状については、引き続き継続調査を行うこと。

## 下水道局

1. 下水道料金の値上げはおこなわないこと。また、基本料金の設定にあたっては基本水量を引き下げること。
2. 旧市街地など、合流式の下水道は分流式に早期に切り替えること。
3. 皮革排水処理を事業者負担の原則をまげて公共下水道事業にくみ入れた国・県の責任は重大である。

皮革排水処理の市民負担をなくすため、原因者負担を基本としつつ、国・県の大幅な補助を求めること。

4. 河川排水ポンプ場の施設整備（蟠洞川など）を行うこと。また、無停電装置を設置するなど、停電対策を促進すること。
5. 集中豪雨による市内各地の水害防止・浸水対策を講じること。
  - ① 浸水地域をきちんと把握し、計画的に改善をはかること。
  - ② 市川など堤防が低い部分については、堤防のかき上げを行うよう県に要望すること。
  - ③ 浸水対策のため、土砂の浚渫工事を進めること。
  - ④ 排水路の地元負担については、軽減をはかること。
  - ⑤ 今在家・地蔵川排水ポンプ場の増強をすすめること
6. 市内各河川の管理を強め、プレジャーボートなどの不法繫留をなくすこと。
7. 播磨高潮対策事業のうち、夢前川・水尾川合流点の漁船等の停泊地整備を早期におこなうよう県に求めること。
8. 揖保川について学べるような施設を網干に作るよう、国に働きかけること。

## 姫路駅周辺整備本部

1. 北駅前広場・コアゾーン・イベントゾーン・駅ビル・新駅など駅周辺整備にあたっては、徹底した情報公開と市民参画で進めること。
2. まちづくりは、21世紀にふさわしい福祉・教育・環境を基本におき、中心商店街、地下街、駅西地区などと連携をはかること。
3. 南駅前広場の整備にあたっては問題点を明確にし、関係団体や市民の意見を取り入れ、新北駅前広場と一体感のある整備を行なうこと。
4. 駅南土地区画整理事業は情報公開を徹底し、住民の知恵と合意・納得のもとで進めること。

## 水 道 局

1. 水道料金の値上げを行わないこと。また、基本料金の設定に当たっては、基本水量を引き下げること。
2. 県水道用水供給事業の長期責任受水制の再検討を要求し、二部料金制の撤回を県に求めること。
3. 市民に安全で良質な水を供給するためにも、これ以上の民間業務委託を行わないこと。
4. すべての水道管の維持補修・耐震化をすすめること。
5. 公道なみの私道にも配水管網の敷設設備をおこなうこと。
6. 高台・高層住宅建設地周辺地域等の水圧調査を行ない、水圧確保につとめること。
7. 工業用水に関する契約水量の見直しを求め、余剰の利水権を市民向けに返還するよう国、県に要求すること。
8. 新日鉄・ダイセル・日触等のトンあたり4円30銭という工業用水の特権的低料金を改め、使用量に応じた累進料金体系の確立を要求し、工業用水の反復利用率を高めて大企業の水の浪費をなくし、市民の上水道の水資源確保をはかること。
9. 河川法に基づく許可取水量申請を県に行うとともに、地下水源の調査を全市的に行ない自己水源の確保につとめること。

## 消 防 局

1. 県下有数の危険物集中地帯である姫路市の防災体制を強化するため、常備消防力の強化をはかること。

2. 消防職員の配置にあたっては、国基準を確保すること。とりわけ、科学的な専門職員の増員をはかること。
3. 救急搬送体制の改善強化をはかること。
4. 県下有数の危険物集積地の震災対策を抜本的に見なおすこと。
5. 震災時の即応体制を確立するため消防力の充実に努めること。とくに耐震性地下水槽の設置を計画的にすすめること。
6. 石油タンクの耐震基準の法改正にともなう改修については、早急に実施すること。
7. 消防団員の出動手当の増額をふくめ処遇の改善充実をはかること。

## 教 育 委 員 会

1. 義務教育費の国庫負担制度を堅持し、国庫負担削減をやめるよう国に求めること。
2. 憲法と子どもの権利条約にもとづく民主教育をすすめること。
3. 子どもと教育の荒廃の主な原因である過度な競争教育を見直し、子どもの発達を保障する教育条件を整えること。
4. 全国学力テストの廃止を国に求め、本市では実施しないこと。また、テスト結果は公表しないこと。
5. 内心の自由、思想信条の自由を奪う「日の丸」「君が代」の押しつけは絶対におこなわないこと。
6. 歴史的事実を歪曲する教科書や基本的人権より国家秩序を優先する教科書は今後とも採択しないこと。
7. 教科書の採択にあたっては、教員や保護者の意見が十分反映できるよう民主的制度を守ること。
8. 人権擁護推進法の終結をふまえ、特定地区を優遇する人権教育推進事業や「校区人権教育」等を廃止すること。
9. 教育行政の推進にあたっては、情報を十分公開し、現場・保護者・市民等の議論を保障し、納得と合意のうえ進めること。とりわけ小中一貫教育や学校の統廃合の実施にあたっては、現場・保護者・地域住民の議論と合意に基づいておこなうこと。
10. いじめ・暴力・不登校・学級崩壊等の深刻な状況から児童・生徒を守るため、以下のことを行うこと
  - ① 三十人以下学級の早期実現を国・県に要求すること。
  - ② 当面、市の責任で小学校高学年及び中学校にも少人数学級実現のため、教員を加配すること。
  - ③ スクールカウンセラーなどの増配置をおこない、相談体制を強化すること。
11. 高校の格差を助長する「学区拡大」は行わず、「複数志願制」「総合学科」「特色科の推



進」を廃止するよう県に求めること。また、高等学校の統廃合や学級減をおこなわず、学校格差解消をはかる入試制度への改善をめざし、市独自の検討委員会を設置し市民論議をすすめること。

12. 大学生等奨学貸付金制度の継続をはかること。

13. 削減された準要保護・要保護世帯の就学援助は国基準にもどすこと。

14. 幼・小・中・高の学級担任は正規職員にすること。また臨時教職員の待遇を正規職員並みに改善すること。

15. 希望者のいる学校に特別支援学級を設置すること。すべての特別支援学級・障害児に市費介助員を増員し、すべての学校に配置すること。プール指導介助員の待遇改善をおこなうこと。

16. 水泳指導の安全と充実のために、市費の補助員を配置すること。

17. 書写養護学校について次の改善をはかること。

① 児童・生徒の重度重複化に伴い、実態にあった教諭・介助員の増配置を行うこと。

② 重度障害児がバス通学できるよう、看護師を添乗させること。

18. 施設費・需用費・教材費を大幅に増額にし、学校間の格差をなくすこと。国基準を公表し、市独自でも基準を設定すること。特に傷みのひどい机・椅子は早急に改善をはかること。

19. 森林の持つ多面的機能を持続的に発揮させる立場から市内間伐材を利用し、高さ調節のできる木製の机・いすを小学校一年から順次実施すること。

20. 全校に太陽光発電を取り入れ、すべての教室に空調設備の設置を進めること。

各階に男女別トイレを完備すること。

21. 現行耐震基準が制定された1981年以前に建築された、全小中学校の校舎・体育館の耐震化、老朽化対策を早急に進めること。

22. 各校にエレベーター・スロープ等を設置し、学校のバリアフリー化を推進すること。特に障害児の在籍する学校には早急に対応すること。

23. 中学校部活動に対する公費負担の基準を引き上げ、父母負担を軽減すること。

24. 中学校のクラブ・部活動の指導にあたっては、顧問確保のため外部講師制度を充実し、待遇改善をはかること。

25. 男女別の教職員用更衣室・休養室、印刷室などの施設を整備すること。

26. 小学校給食は地産地消の自校方式を推進し、拠点化及び民間委託は行わないこと。

27. 中学校給食は生徒・保護者の声を聞き、利用率が上がるよう改善をはかるとともに全員給食の導入を図ること。

28. 市立幼稚園については、3年保育や完全給食を行い、施策を充実すること。

29. 小学校の自然学校や中学校の自然教室を強制せず、各学校の自主的な運営・計画を保障すること。また、実施学年、日程、実施場所にかかわらず、すべての野外活動に市費の補助をおこなうこと。

30. 学校伝染病等で修学旅行が実施できない場合、キャンセル料は保護者負担でなく市費で負担すること。
31. 産業医の配置をはじめ、教職員の健康診断の科目をふやすなど健診内容の充実をはかり、教職員が安心して働ける条件整備をおこなうこと。
32. 教職員の病気療養にあたっては、児童・生徒の授業や学校運営に支障をきたさないよう病欠教職員の代替教職員をプール化し確保すること。
33. 学校図書費を増額するとともに、蔵書を充実し、市費で専任の職員を配置すること。
34. 中央図書館および分館の機能を充実させ、図書購入費をふやし図書館司書などの専門職員の増員をおこなうこと。分館の職員を増員して一人配置をなくすこと。
35. 現中央図書館は名実ともに城郭研究センターとして、研究と観光客への歴史案内ゾーンとし、中央図書館は、駅前やコアゾーンのビル等に移転し、市民の利便性を高め、駅前のにぎわいと交流を推進する場所とすること。
36. 駅前に夜間中学を設置し、不登校をはじめ、さまざまな理由で学習を阻まれた子どもたちに、学力保障の機会を与えること。
37. 教員の採用にあたっては、人格・識見・能力について、公明正大な適性試験を実施し、面接等においても、複数の第三者を加えた審査による観点別評価とし、評価者の採点状況を情報開示すること。

#### 監 査 事 務 局

1. 包括外部監査を含む監査体制を充実し、議会選出の監査委員は1名にし、外部からの専門家を増やすこと。